



1. 特集：インボイス制度開始と海外ビジネスについて

令和5年10月より、消費税の適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」という）が開始されます。

本稿では、海外との取引を行っている企業において、「インボイス制度」が導入されることで注意しておくべき点について説明します。

(1) インボイス制度概要

海外との取引がある企業にとっては貿易実務上の書類の1つとして「インボイス (INVOICE)」を目にする機会が多いため、「インボイス」という言葉にはなじみが深いと思われます。

「インボイス制度」における「インボイス」は、「適格請求書」のことで、これは売手が買手に対して、正確な消費税の適用税率や消費税額等を伝えるもので、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」「適用税率」「消費税額」の記載が追加された書類やデータ（電子データを含む）のことで、
こちらは信用金庫とそのお取引先向けとさせて頂いております。

ご覧になりたい場合は、お近くの信用金庫（検索は[こちら](#)）までご相談ください。

$$\text{消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額 (売上税額)} - \text{課税仕入れに係る消費税額 (仕入税額)}$$

仕入税額控除

(出所) 国税庁

企業や個人事業主が買手の場合、「仕入税額控除」にあたっては、課税仕入れ等に係る消費税額の疎明として「適格請求書」を保存しておく必要があります。また、売手の場合、令和5年10月以降、「適格請求書」は、原則として税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」に限って発行ができます。

(2) インボイス制度開始により注意すべき取引例